

景観計画の区域内における行為の届出について

■届出の手続き

届出

- 工事着手の31日前までに届出してください。
- 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく都市景観協議を行う場合は、都市景観協議が終了した時点又は終了する見込みとなった時点で、確認申請前に、景観計画の届出の手続をお願いします。

届出窓口

地区	窓口	電話番号
みなとみらい中央地区	都市整備局横浜駅・みなとみらい事業推進課	045(671)3516

■届出が必要な添付図書

- 次の一覧表に示す図書を、2部添付してください。
- 複数の対象行為の場合には、1の届出にまとめることができます。

添付図書一覧表^{※1} [◎…必ず必要なもの ○…行為の内容に応じ必要なもの]

添付図書 ^{※2}	図書に示す内容	縮尺 ^{※3}	建築物の建築等
位置図	敷地面積・周辺状況の表示	1/2500 以上	◎
配置図	敷地内の行為の位置の表示	1/100 以上	◎
立面図	二面以上(彩色)	1/50 以上	◎
写真	当該敷地・周辺状況 ^{※4}		◎
フォトモンタージュ	定めた地点からのCG		○ ^{※5}
造成等計画図	設計図等、施工方法の図面	1/100 以上	—
行為等計画図	設計図等、施工方法の図面		○
その他、参考となるべき事項を記載した図書			○

※1: 図書には、景観計画に定められた「行為の制限」に適合している状況を明記してください。

※2: 行為の種類や規模等によって、制限に適合していることが明らかである場合は、図書の一部について、省略することができます。

※3: 行為の規模が大きい場合は、規模に応じた縮尺の図面とすることができます。

※4: 当該敷地の現況及び隣接地、対面する敷地の状況等の写真を提出してください。

※5: 景観計画で定めている見通し景観や視点場等から当該建築物を見たフォトモンタージュを提出してください。ただし、当該地点等から明らかに見えない場合は、省略できます。(提出不要です。)

■行為の着手の制限

- 届出の受理日から30日を経過しなければ着手できません。